

## 第6 計画の推進

### 1 計画の推進にあたってのそれぞれの役割

本計画を推進するためには、行政、医療関係者、県民、事業者等が連携しながら、それぞれの役割を積極的に果たすことが必要です。

#### (1) 県の役割

県は、国、市町村、医療関係者、県民、事業者、関係団体等と連携して「奈良県がん対策推進計画」に基づくがん対策を推進するため、本県の特性に応じて、がん対策の基盤や体制、仕組みづくりに取り組みます。

県は、がん対策を実効あるものとして総合的に展開するため、関係者等の意見の把握に努め、がん対策に反映させていきます。

#### (2) 市町村の役割

市町村は、住民に対するがんに対する正しい知識の普及やがん予防の啓発に努めます。また、精度の高いがん検診を実施するとともに、受診促進の啓発に努めます。

#### (3) 医療関係者の役割

##### ①都道府県がん診療連携拠点病院

都道府県がん診療連携拠点病院は、県のがん診療体制の中核的な存在として、質の高いがん医療を提供するとともに、「奈良県がん診療連携協議会」を運営し、地域がん診療連携拠点病院等と連携して、県全体におけるがん診療の水準の向上とがん診療の連携体制の充実に向けて中心的な役割を担います。

##### ②地域がん診療連携拠点病院

地域がん診療連携拠点病院は、地域のがん診療体制の中核的な存在として、質の高いがん医療を提供するとともに、都道府県がん診療連携拠点病院と連携して、その属する二次医療圏内のがん診療の連携体制の充実に向けて中心的な役割を担います。

##### ③その他のがん診療を行う医療機関等

その他のがん診療を行う医療機関は、地域のがん診療の連携協力体制の構築に協力するとともに、がん診療連携拠点病院と連携して、適切ながん医療の提供に努めます。

検診を行う医療機関は、精度管理を行い、質の高い検診を行います。

#### **(4) 県民、患者・家族の役割**

がん患者を含めた県民は、がんに関する正しい理解を深め、がん予防に努めるとともに、早期発見のため、積極的ながん検診の受診に努めます。

患者団体等は、がん患者やその家族に対し、適切な情報の提供と精神的な支援を行います。

がん患者を含めた県民は、「奈良県がん対策推進協議会」等のがん対策を議論し決定する過程に参加し、がん医療やがん患者とその家族に対する支援を向上させるという自覚を持って活動するよう努めます。

#### **(5) 事業者の役割**

事業者は、がん対策の重要性を認識し、がん検診の受診の促進に努めます。また、従業員やその家族ががん患者となった場合であっても、働きながら、治療・療養や、看護をすることができる環境の整備に努めます。

## **2 計画の進行管理**

より充実したがん対策の実現を図るためにには、政策循環（P D C A）のサイクルにより、計画の達成度を評価・分析し、計画の修正や次期計画の策定に反映させ、継続的な改善を進める必要があります。

このため、「奈良県がん対策推進協議会」において、毎年、施策の実施状況について確認を行うとともに、本計画に基づくがん対策の進捗状況について、3年を目途に中間評価を行います。その際、個々の取り組むべき施策が個別目標の達成に向けてどれだけの効果をもたらしているか、また、施策全体として効果を発揮しているかという観点から評価を行い、その評価結果を踏まえ、課題を抽出し、必要に応じて施策への反映や計画の修正を行います。この計画の進捗状況や協議会での検討内容については、県ホームページにも掲載し、県民にも広報するとともに、意見も求めます。

なお、国の「がん対策推進基本計画」では、がん対策の評価に資する、医療やサービスの質も含めた分かりやすい指標の策定について必要な検討を行うこととされていることから、その動向も踏まえ、指標や目標値について必要な見直しを行います。